

京都市告示第 470 号

京都市都市公園条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場の供用を開始します。

平成17年3月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

供用開始日

平成17年4月1日（金）から

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)